同すた期
る供の覧
すに持縦
用覧保、
準縦のり
て、境よ
いて環に
おい活定
につ生規
項にのの
三出域項
第届地二
条の地第
六更辺条
第変周八
十一号）
九小店舗の
十売者がその
第模するはこと
律規置るこ
法大設すが
年の を提出
十次 舗を有す
成、店見書を
平り売意見
（よ小て意
法に模いに日
地定規つ事二
立規大に知十
舗の る項に二
店項係事で月
売三にきま二
小第告べ日年
模条公すの四
規五の慮了和
大第。こ配満令
法る め間

岡山県知事　伊原木　隆太

一　届出事項の概要

1　大規模小売店舗の所在地
名称及び船橋市本町一丁目一〇番一号
名称及び長船駅東口
所在地　岡山市北区表町四階
2　届出者の氏名又は名称
住所又は主たる事務所　福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号
代表者の氏名　横山　英昭
3　変更事項
（1）大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
（変更前）午前十時
（変更後）午前九時
（2）来客が駐車場を利用することができる時間帯
（変更前）午前九時三十分から午後十時三十分まで
（変更後）午前八時三十分から午後十時三十分まで
4　変更年月日
令和四年三月一日

二　届出年月日
令和四年二月七日

三　縦覧期間及び縦覧場所
1　縦覧の期間
令和四年二月二十二日から同年六月二十二日まで
2　縦覧の場所
岡山県産業労働部経営支援課及び瀬戸内市産業建設部産業振興課